

第60回定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年12月22日（水曜日）
午前10時
（受付開始予定時刻：午前9時）

場所

東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
日本橋室町野村ビル（YUITO）
野村コンファレンスプラザ日本橋
6階大ホール

株主総会のお土産は用意しておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場を極力控えいただき、書面（郵送）またはインターネット等により事前に議決権を行使いただきますよう強くお願い申し上げます。
- ・会場内は、座席間隔を十分にとった配置とさせていただきます、座席数を例年より大幅に削減させていただきますいております。

目次

第60回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
第1号議案 取締役8名選任の件	
第2号議案 監査役1名選任の件	
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	
第4号議案 社外取締役の報酬額改定の件	
第5号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての報酬額及び内容決定の件	
事業報告	26
連結計算書類	45
計算書類	47
監査報告	49

株 主 各 位

東京都中央区日本橋本町四丁目4番14号

長谷川香料株式会社

代表取締役社長 海 野 隆 雄

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主の皆様におかれましては、極力ご来場をお控えいただき、書面（郵送）またはインターネット等により議決権を行使いただきますよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、次頁の「議決権行使についてのご案内」の記載に従って、2021年12月21日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2021年12月22日（水曜日）午前10時
（受付開始予定時刻：午前9時）
2. 場 所 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号 日本橋室町野村ビル（YUITO）
野村コンファレンスプラザ日本橋 6階大ホール
◎会場内は座席間隔を十分にとった配置とさせていただきます、座席数を例年より大幅に削減させていただきます。なお、お土産の用意はございません。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第60期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第60期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|--------------------------------------|
| 第1号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 社外取締役の報酬額改定の件 |
| 第5号議案 | 取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての報酬額及び内容決定の件 |
- 以上

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、新株予約権等の状況、業務の適正を確保するための体制、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.t-hasegawa.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。従って、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役または会計監査人が監査した対象の一部であります。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.t-hasegawa.co.jp/>）に修正後の事項を掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2021年12月22日 (水曜日)
午前10時 (受付開始：午前9時)

書面（郵送）により議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年12月21日 (火曜日)
午後5時30分到着分まで

インターネット等により議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2021年12月21日 (火曜日)
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

×××年 ×月××日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2、3、4、5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）及びインターネット等により重複して議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

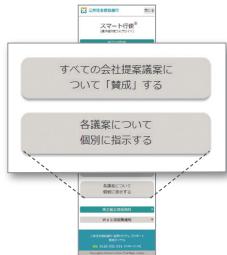
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

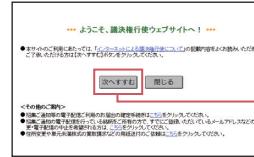
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワード を入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため2名増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名委員会の答申を経しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	うみ の たか お 海 野 隆 雄	代表取締役社長兼社長執行役員	再任
2	ち の よし あき 知 野 善 明	取締役兼副社長執行役員	再任
3	なか むら みのる 中 村 稔	取締役兼専務執行役員	再任
4	なか むら てつ や 中 村 哲 也	常務執行役員	新任
5	か とう こう いち ろう 加 藤 宏 一 郎	常務執行役員	新任
6	おお かど しん ご 大 門 進 吾	社外取締役	再任 社外 独立
7	ゆ はら たか お 湯 原 隆 男	社外取締役	再任 社外 独立
8	い ず み あき こ 和 泉 昭 子	—	新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
<p style="text-align: center; font-size: 24pt; font-weight: bold;">1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">再任</div>	 <p style="text-align: center;">うみ の たか お 海 野 隆 雄 (1947年3月22日生)</p> <p style="text-align: center;">所有する当社の株式数 15,100株</p>	<p>1970年4月 株式会社三井銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行</p> <p>2004年6月 さくらカード株式会社（現 SMBCファイナンスサービス株式会社）代表取締役社長</p> <p>2008年6月 当社入社 常勤顧問</p> <p>2008年12月 当社取締役兼専務執行役員 事務管理部門（現 管理部門）副管掌</p> <p>2009年12月 事務管理部門（現 管理部門）管掌</p> <p>2010年12月 海外事業部門（現 国際部門）管掌</p> <p>2014年12月 当社取締役兼副社長執行役員</p> <p>2017年11月 当社代表取締役社長兼社長執行役員（現任）</p> <p>（担当） 監査室・品質保証部管掌</p> <p>（重要な兼職の状況） T.HASEGAWA U.S.A.,INC. Director (Chairman) MISSION FLAVORS & FRAGRANCES, INC. Director (Chairman)</p>
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、代表取締役社長として、優れたリーダーシップを発揮し全社を統括し、当社の業務執行を監督しております。長年の金融業界及び国際ビジネス分野での豊富な経験により、企業経営全般及び国際業務に関し幅広い専門知識と高い見識を有しております。2017年に社長に就任して以降、経営環境の変化に柔軟に対応できる組織基盤づくりや意識改革、人材育成に注力してまいりました。また、海外事業では、2020年12月に実施しました米国子会社によるMISSION FLAVORS & FRAGRANCES, INC. の買収案件を指揮するなど、積極的な成長戦略を推進しております。今後も当社の持続的な成長と企業価値向上への貢献を期待し、取締役候補者といたしました。</p> <p>【候補者と当社との間の特別の利害関係について】</p> <p>同氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。</p> <p>【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】</p> <p>当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求がなされたことによって被保険者が負担することとなる損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。同氏は現在、当社の取締役であり、当該保険契約の被保険者に含まれます。同氏の再任が承認された場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当社は当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
<p style="text-align: center; font-size: 24pt; font-weight: bold;">2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">再任</div>	<div style="text-align: center;">  <p>ちのよしあき 知野善明 (1950年1月25日生)</p> <p>所有する当社の株式数 8,980株</p> </div>	<p>1972年4月 当社入社 2003年12月 当社理事 商品関連部統括部長 2006年12月 当社執行役員 深谷事業所副所長 2007年12月 深谷事業所長 2011年12月 当社常務執行役員 2014年12月 当社取締役兼専務執行役員 2015年11月 長谷川香料(上海)有限公司 総経理 2018年10月 総合研究所長 2020年10月 当社取締役兼副社長執行役員(現任) ビジネスソリューション本部長(現任)</p> <p>(担当) ビジネスソリューション企画室・マーケティング部管掌</p>
<p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。長年にわたり、研究、生産、調達等の分野で要職を歴任し、技術分野全般で幅広い豊富な知見を有しております。2018年10月から総合研究所長として研究部門の組織活性化や生産性向上を牽引し、2020年10月からは新設部署であるビジネスソリューション本部長として、研究部門、営業部門及びマーケティング部が一体となり当社の総合力を活かした的確なソリューションを顧客に提供する組織体制づくりを推進しております。今後も当社の持続的な成長と企業価値向上への貢献を期待し、取締役候補者といたしました。</p> <p>【候補者と当社との間の特別の利害関係について】 同氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。</p> <p>【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求がなされたことによって被保険者が負担することとなる損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。同氏は現在、当社の取締役であり、当該保険契約の被保険者に含まれます。同氏の再任が承認された場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当社は当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
<p style="text-align: center; font-size: 24pt; font-weight: bold;">3</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">再任</div>	<div style="text-align: center;">  <p>なかむらみらの 中村稔 (1955年9月5日生)</p> <p>所有する当社の株式数 11,300株</p> </div>	<p>1981年4月 日本鋼管株式会社（現 JFEエンジニアリング株式会社）入社</p> <p>1988年8月 株式会社三井銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 株式会社三井銀総合研究所（現 株式会社日本総合研究所）出向</p> <p>2006年9月 当社入社 経営企画部参事</p> <p>2011年12月 当社理事 経営企画部長兼情報システム部長</p> <p>2013年12月 当社執行役員</p> <p>2015年12月 当社常務執行役員 経営企画部長兼人事部長</p> <p>2017年12月 当社取締役兼常務執行役員</p> <p>2019年10月 財務部長（現任）</p> <p>2020年10月 当社取締役兼専務執行役員（現任）</p> <p>(担当) 管理部門管掌</p> <p>(重要な兼職の状況) 長谷川ビジネスサービス株式会社 代表取締役社長</p>

【取締役候補者とした理由】

同氏は、取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。経営コンサルティング業務の経験を経て、当社においては管理部門の要職を歴任し、経営全般に関する豊富な専門知識と高度な見識を有しており、専務執行役員として管理部門を統括し、業務効率化や人材育成、サステナビリティの視点を盛り込んだ事業戦略推進等、中長期の業績向上に繋がるさまざまな施策を牽引しております。今後も当社の持続的な成長と企業価値向上への貢献を期待し、取締役候補者いたしました。

【候補者と当社との間の特別の利害関係について】

同氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求がなされたことによって被保険者が負担することとなる損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。同氏は現在、当社の取締役であり、当該保険契約の被保険者に含まれます。同氏の再任が承認された場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当社は当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
<p style="text-align: center; font-size: 24pt; font-weight: bold;">4</p> <p style="text-align: center; background-color: #c00000; color: white; padding: 2px;">新任</p>	 <p style="text-align: center;">なか むら てつ や 中 村 哲 也 (1959年3月12日生)</p> <p style="text-align: center;">所有する当社の株式数 5,382株</p>	<p>1982年4月 当社入社 2002年4月 技術研究所第6部長 2011年12月 当社理事 2013年12月 技術研究所副所長 2014年12月 当社執行役員 2016年1月 香料基盤研究所長 2018年10月 技術研究所長 2019年10月 当社常務執行役員（現任）兼総合研究所副所長 2020年10月 総合研究所長（現任）</p> <p style="text-align: center;">(担当)</p> <p>研究部門管掌、品質保証部副管掌</p>
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、長年にわたり研究開発分野で要職を歴任し、豊富な経験と幅広い知識を有しております。常務執行役員として研究部門を統括し、組織改革や業務改革等の取り組みを通じて研究部門及び他部門との有機的な連携、技術開発力の更なる向上を図り、戦略的な研究開発を推進しております。</p> <p>このような知識・経験を取締役会の重要な意思決定や監督機能に活用することにより、当社の持続的な成長と企業価値向上への貢献が期待できるものと判断し、取締役候補者としたしました。</p> <p>【候補者と当社との間の特別の利害関係について】</p> <p>同氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。</p> <p>【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】</p> <p>当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求がなされたことによって被保険者が負担することとなる損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。同氏は現在、当社の執行役員であり、当該保険契約の被保険者に含まれます。同氏の取締役選任が承認された場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当社は当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。</p>		

候補者号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
<p style="text-align: center; font-size: 24pt; font-weight: bold;">5</p> <p style="text-align: center; background-color: #c00000; color: white; padding: 5px; font-weight: bold;">新任</p>	<div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">かとう こういちろう 加藤 宏一郎 (1958年9月9日生)</p> <p style="text-align: center;">所有する当社の株式数 2,000株</p>	<p>1983年4月 三菱商事株式会社入社</p> <p>1987年12月 同社サウジアラビア現地事務所勤務</p> <p>1996年12月 東南アジア各国 (タイ、インドネシア、ミャンマー) 駐在</p> <p>2011年9月 特定非営利活動法人ジャパンハート入職 (事務局長、常務理事を歴任)</p> <p>2017年7月 当社入社 国際部顧問</p> <p>2018年1月 当社執行役員</p> <p>2018年4月 Peresscol Sdn.Bhd. (現 T HASEGAWA FLAVOURS (KUALA LUMPUR) SDN.BHD.) (マレーシア) 出向</p> <p>2018年10月 同社Director T.HASEGAWA (SOUTHEAST ASIA) CO.,LTD. (タイ) Director (Chairman) PT.HASEGAWA FLAVOURS AND FRAGRANCES INDONESIA President Commissioner</p> <p>2020年10月 当社常務執行役員 (現任) ビジネスソリューション企画室長 (現任)</p> <p style="text-align: center;">(担当) 営業部門管掌</p>

【取締役候補者とした理由】

同氏は、長年にわたる総合商社での勤務を通じて培われた国際分野に関する豊富な経験と幅広い知識を有しております。当社入社後は、マレーシア現地法人のDirectorとして経営に携わったほか、東南アジア地域を統括する責任者として同地域全体の戦略を立案・推進してまいりました。その後は、常務執行役員として営業部門を統括するとともに、ビジネスソリューション企画室長として、カスタマーサクセスの更なる強化に向け、営業部門、研究部門及びマーケティング部の連携強化、業務改革等の各種施策を推進しております。このような知識・経験を取締役会の重要な意思決定や監督機能に活用することにより、当社の持続的な成長と企業価値向上への貢献が期待できるものと判断し、取締役候補者といたしました。

【候補者と当社との間の特別の利害関係について】

同氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求がなされたことによって被保険者が負担することとなる損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。同氏は現在、当社の執行役員であり、当該保険契約の被保険者に含まれます。同氏の取締役選任が承認された場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当社は当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
<p style="text-align: center; font-size: 24pt; font-weight: bold;">6</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">社外</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</p>	<div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;"> <small>おお かど しん ご</small> <small>大 門 進 吾</small> <small>(1946年9月22日生)</small> 所有する当社の株式数 0株 </p>	<p>1971年4月 凸版印刷株式会社入社</p> <p>1979年1月 同社オーストラリア現地法人勤務（～1987年3月）</p> <p>1991年1月 Toppan USA, Inc. 営業担当副社長（～1998年3月）</p> <p>1998年3月～2000年3月 凸版印刷株式会社 情報出版事業本部 海外販促部長、営業部長を歴任</p> <p>2000年3月 Toppan USA, Inc. President & CEO</p> <p>2003年3月 凸版印刷株式会社 国際本部部長</p> <p>2004年6月 同社取締役 国際本部長</p> <p>2008年6月 同社常務取締役 国際事業部長</p> <p>2011年6月 東洋インキSCホールディングス株式会社 社外監査役</p> <p>2014年12月 当社社外監査役</p> <p>2015年12月 当社社外取締役（現任）</p>
<p>【社外取締役候補者に関する特記事項】</p> <p>同氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。</p> <p>同氏は、現在当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年となり、社外監査役も含めた通算の在任期間は7年となります。</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>同氏は、大手印刷会社において、長年にわたり海外営業や米国現地法人の経営等の国際業務に携わってまいりました。これらを通じて培われた高い見識及び国際業務に関する豊富な経験と幅広い知識を活かし、社外取締役として中立的・客観的な視点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っており、今後も継続してこれらの役割を果たしていただくことを期待しております。</p> <p>当社は、同氏がこれらの役割を適切に果たし、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献いただけると考え、社外取締役候補者いたしました。</p>		

【候補者と当社との間の特別の利害関係について】

同氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

【独立役員に関する事項】

当社は現在、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

【責任限定契約の内容の概要】

当社は現在、同氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令が定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しておりますが、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求がなされたことによって被保険者が負担することとなる損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。同氏は現在、当社の取締役であり、当該保険契約の被保険者に含まれます。同氏の再任が承認された場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当社は当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">7</p> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">独立</div> </div>	<div style="text-align: center;">  <p>ゆ はら たか お 湯 原 隆 男 (1946年6月7日生)</p> <p>所有する当社の株式数 0株</p> </div>	<p>1969年4月 日本化学工業株式会社入社 1971年5月 ソニー株式会社 (現 ソニーグループ株式会社) 入社 1987年3月 ソニーインターナショナル・シンガポール副社長 2003年6月 ソニー株式会社 (現 ソニーグループ株式会社) 執行役常務兼CFO 2004年6月 同社コーポレートエグゼクティブ 財務・IR担当 2007年12月 株式会社ゼンショー (現 株式会社ゼンショーホールディングス) 常務執行役員 2008年6月 同社取締役 2008年6月 株式会社リコー 社外監査役 2011年5月 株式会社ゼンショー (現 株式会社ゼンショーホールディングス) 常務取締役兼CFO 2013年6月 株式会社モフィリア 社外監査役 2014年6月 亀田製菓株式会社 社外監査役 (現任) 2015年6月 株式会社レオパレス21 社外監査役 (現任) 2015年12月 当社社外監査役 2019年12月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 亀田製菓株式会社 社外監査役 株式会社レオパレス21 社外監査役</p>
<p>【社外取締役候補者に関する特記事項】 同氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。 同氏は、現在当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役の在任期間は、本定時総会終結の時をもって2年となり、社外監査役も含めた通算の在任期間は6年となります。</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏は、社外取締役として、長年の経験を通じて培われた企業経営に関する高い見識と幅広い知識に基づき、公正かつ客観的立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っており、今後も継続してこれらの役割を果たしていただくことを期待しております。 当社は、同氏がこれらの役割を適切に果たし、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献いただけると考え、社外取締役候補者といたしました。</p>		

なお、同氏は2015年6月より株式会社レオパレス21の社外監査役に就任し現在に至っておりますが、同社において同社が過去に施工した共同住宅について界壁の不備の事案、並びに界壁、外壁及び天井が法定仕様に適合しない仕様になっていることが2018年から2019年にかけて判明いたしました。同氏は当該事案が判明するまで当該事案を認識しておりませんでした。日頃からコンプライアンス遵守の視点に立った提言を同社取締役会等で行い、注意喚起しておりました。当該事案の判明後は、事実関係の調査、原因の究明、再発防止及びガバナンス強化に向けた助言を行う等、その職責を適切に果たしております。

【候補者と当社との間の特別の利害関係について】

同氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

【独立役員に関する事項】

当社は現在、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

【責任限定契約の内容の概要】

当社は現在、同氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令が定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しておりますが、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求がなされたことによって被保険者が負担することとなる損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。同氏は現在、当社の取締役であり、当該保険契約の被保険者に含まれます。同氏の再任が承認された場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

候補者号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
<p style="text-align: center; font-size: 24px; font-weight: bold;">8</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px;">新任</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px;">社外</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px;">独立</p>	<div style="text-align: center;">  <p>いずみ あき こ 和 泉 昭 子 (1961年12月2日生)</p> <p>所有する当社の株式数 0株</p> </div>	<p>1984年3月 株式会社福武書店（現 株式会社ベネッセコーポレーション）入社</p> <p>1987年3月～1988年2月 株式会社日本短波放送（現 株式会社日経ラジオ社） 報道部アナウンサー</p> <p>1988年3月～2000年3月 フリーアナウンサー/キャスター</p> <p>2000年9月～（現在） 生活経済ジャーナリスト/ファイナンシャルプランナーCFP®/人財開発コンサルタント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革・女性活躍推進・人財育成・効果的なコミュニケーション等をテーマに、講演・研修・コンサルティング活動を展開。企業や公益財団のアドバイザーボード、非常勤役員、公的機関の委員等も歴任。 <p>2007年9月 株式会社プラチナ・コンシェルジュ創業 代表取締役社長</p> <p>2016年8月 同社取締役会長</p> <p>2021年1月 同社相談役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 日本年金機構運営評議会 委員 公益財団法人日本財団 非常勤理事 NPO法人長寿社会の安心安全な暮らしを実現する会 副代表理事</p>

【社外取締役候補者に関する特記事項】

同氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

同氏は、生活経済ジャーナリスト、ファイナンシャルプランナー等の経験を通じて培われた高い見識及び働き方改革、人財育成、ダイバーシティ推進等の分野における専門性を有しており、中立的・客観的な視点から、人財活用・育成、マーケティング、サステナビリティの取り組みに関する事項、並びに取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただくことを期待しております。

当社は、同氏がこれらの役割を適切に果たし、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献いただけると考え、社外取締役候補者といたしました。

【候補者と当社との間の特別の利害関係について】

同氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

【独立役員に関する事項】

同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は、同氏の取締役選任が承認された場合、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

【責任限定契約の内容の概要】

当社は、同氏の取締役選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令が定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求がなされたことによって被保険者が負担することとなる損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。同氏の取締役選任が承認された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当社は当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役片岡康二氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任される片岡康二氏の任期の満了する時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、監査役候補者松本健宏氏は、第58回定時株主総会の決議により監査役片岡康二氏の補欠として補欠監査役に選任されましたが、同氏の辞任後も監査役が法定の員数を充足していることから、同決議に基づく監査役就任ではなく、あらためて監査役としての選任をお願いするものであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)
 <p>まつもと たけひろ 松本健宏 (1963年5月12日生)</p> <p>所有する当社の株式数 0株</p> <p>新任</p>	<p>1986年4月 株式会社太陽神戸銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 1995年12月 株式会社さくら銀行（現 株式会社三井住友銀行）ニューヨーク支店 支店長代理 2003年4月 カナダ三井住友銀行副社長 2010年4月 株式会社三井住友銀行 国際統括部アジア研修室長 2016年5月 SMBCシェアードサービスセンター（マレーシア）社長 2018年5月 株式会社三井住友銀行 監査部上席考査役 2019年7月 当社入社 主幹 2019年10月 当社理事 監査室長（現任） 2021年10月 当社執行役員（現任）</p>

【監査役候補者とした理由】

同氏は、長年にわたる金融機関勤務を通じ、営業部門、管理部門、海外駐在、監査等、幅広い業務を担当し、子会社経営にも携わりました。当社入社後は、監査室長として内部監査及び内部統制に関する業務等に従事し、当社グループ全体のガバナンス体制の強化に貢献してまいりました。

このような豊富な知識・経験を活かし、監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、監査役候補者といいたしました。

【候補者と当社との間の特別の利害関係について】

同氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求がなされたことによって被保険者が負担することとなる損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。同氏は現在、当社の執行役員であり、当該保険契約の被保険者に含まれます。同氏の監査役選任が承認された場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当社は当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。

スキルマトリックス

(注) 本招集通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合のスキルマトリックスは、以下のとおりとなります。

氏名	役職名 (予定)	当社が求める専門性のうち、特に活かすことができるスキル									
		企業経営 経営戦略	ESG サステナビリティ	品質	営業 マーケティング	研究開発	生産	海外戦略 国際	会計 財務	人事 人財育成	法務 コンプライアンス リスク管理
海野 隆雄	代表取締役社長 兼社長執行役員	●	●	●	●			●	●	●	●
知野 善明	代表取締役兼 副社長執行役員	●	●	●	●	●	●	●			●
中村 稔	取締役兼 専務執行役員	●	●				●		●	●	●
中村 哲也	取締役兼 常務執行役員			●		●					●
加藤 宏一郎	取締役兼 常務執行役員	●			●			●			●
大門 進吾	社外取締役	●			●			●			●
湯原 隆男	社外取締役	●						●	●		
和泉 昭子	社外取締役	●	●		●					●	
松本 健宏	常勤監査役	●						●	●	●	●
有田 知徳	社外監査役								●		●
山村 一仁	社外監査役							●	●		●
井村 順子	社外監査役								●		

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)
 <p>たき じゅん 瀧 順 (1964年3月13日生)</p> <p>所有する当社の株式数 2,200株</p> <p>新任</p>	<p>1986年4月 当社入社 2001年3月 経理部経理課長 2001年7月 財務部財務課長 2007年12月 経理部長 2015年12月 当社理事 2016年12月 財務部長 2019年10月 人事部長 (現任) 2021年10月 当社執行役員 (現任)</p>

【補欠の監査役候補者とした理由】

同氏は、当社入社以来、長年にわたって経理・財務の業務に従事し、経理・財務に関する豊富な経験及び高い専門性を有しております。また、2019年10月からは人事部長、2021年10月からは執行役員として、人事制度改革、人材育成等を主導し、個々の能力を最大限発揮できる企業風土づくり及び組織力の向上に取り組んでおります。

このような豊富な経験と経理・財務に関する高い専門性を活かし、監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、補欠監査役候補者といたしました。

【候補者と当社との間の特別の利害関係について】

同氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求がなされたことによって被保険者が負担することとなる損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。同氏は現在、当社の執行役員であり、当該保険契約の被保険者に含まれます。同氏が監査役に就任した場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当社は当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第4号議案 社外取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2017年12月21日開催の第56回定時株主総会において、年額500百万円以内（うち社外取締役分25百万円以内、使用人兼取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただき、また、2015年12月17日開催の第54回定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額を年額140百万円以内（社外取締役を除く。）としてご承認いただき今日に至っております。この度、第1号議案が原案どおり承認可決されますと社外取締役が1名増員されることや、コーポレートガバナンスの一層の強化の観点から社外取締役に求められる役割や責務が増大していることなど諸般の事情を考慮して、取締役の報酬額の総額である年額500百万円以内（使用人兼取締役の使用人分給与は含まない。）は変更せず、社外取締役分の報酬額のみを年額50百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。

本議案は、社外取締役の増員及び社外取締役に求められる役割や責務の増大を勘案しつつ、報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、また、当社の定める「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」（本定時株主総会招集ご通知38～39頁ご参照）に沿うものであることから、相当なものであると考えております。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は8名（うち社外取締役3名）となります。

第5号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての報酬額及び内容決定の件

当社は、2015年12月17日開催の第54回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を、取締役に対する金銭報酬枠とは別枠にて、年額140百万円以内の範囲で報酬として発行することにつき、ご承認をいただいております。

本議案は、本年3月1日の「会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）」及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（令和2年法務省令第52号）の施行に伴い、取締役に対して報酬として付与する新株予約権の内容について、株主総会の決議事項が明確化されたことから、現行の株式報酬型ストックオプションの制度を継続すべく、年額140百万円以内の範囲との枠は維持した上で、新株予約権の内容につき、以下のとおり、下線部分を変更した上で、改めてご承認をお願いするものであります。

株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の付与は、取締役の中長期的な業績向上と、株主価値向上に対する貢献意欲や士気をより一層高めることを目的としており、当該新株予約権に関する報酬等の額は、当社における取締役の貢献度等を勘案して算定し、決定するものであり、また、本議案に基づいて株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を付与することは、当社の定める「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」（本定時株主総会招集ご通知38～39頁ご参照）に沿うものであることから、その内容は相当なものであると考えております。

当該新株予約権については、新株予約権の割当てを受ける各人に対して、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、当該金銭報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務を相殺する方法で支給することといたします。

各取締役への具体的な支給時期及び配分については、これまでと同様に、取締役会にご一願いたいと存じます。なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であり、第1号議案が原案どおり承認可決されますと8名（うち社外取締役3名）となりますので、付与対象となる取締役は5名となります。

本議案により株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権の内容の概要は次のとおりであり、主な変更点は下線部のとおりです。

(1) 新株予約権の総数

2,000個（新株予約権1個当たりの目的である株式の数は当社普通株式100株。ただし、下記(2)に定める新株予約権の目的である株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）を上限とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式200,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることのできる株式の数の上限とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。

ただし、当社が、株式の分割又は併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は併合の比率

また、上記のほか、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で付与株式数は適切に調整される。

なお、上記の調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われる。

(3) 新株予約権の払込金額

各新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当該払込金額に基づく割当対象者の払込債務は、新株予約権の割当日において、新株予約権の引受けを条件に割当対象者に付与される当社に対する報酬債権（報酬額は払込債権額と同額）をもって相殺するため、新株予約権と引き換えに金銭の払込をすることを要しない。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの財産の価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の取得条項

① (i)、(ii)、(iii)、(iv)又は(v)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

(i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(ii) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

- (iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - (iv) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款変更承認の議案
 - (v) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款変更承認の議案
- ② 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）が下記行使条件により、新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (8) 新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日以内に限り新株予約権を行使することができる。その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定める。

以 上

事業報告

(2020年10月1日から
2021年9月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、企業収益や個人消費に弱さが見られるなど、厳しい状況にありました。また、感染の動向が国内外の経済活動に与える影響が懸念され、依然として先行きは不透明な状況で推移いたしました。

香料業界は、国内市場の成熟化、同業者間での競争激化、品質保証に関する要求増加など依然として厳しい状況にありました。

このような環境の中で、当社グループは製品の品質管理と安全性の確保を第一に、研究・技術開発力の一層の向上に努め、当社独自の高品質・高付加価値製品の開発に注力してまいりました。

当社グループでは、新型コロナウイルス感染症の影響により、日本国内において外出自粛、在宅勤務や飲食店等の休業・時短要請に伴う消費低迷等による業績への影響が生じましたが、食品部門では新製品の寄与、フレグランス部門ではトイレタリー製品向けの売上増加により堅調に推移いたしました。一方、海外では新型コロナウイルス感染症の影響は軽微であり、中国子会社及び米国子会社が好調に推移したほか、2020年12月に新たに連結子会社となった米国のMISSION FLAVORS & FRAGRANCES, INC. (以下、MISSION社) の業績が当社グループの連結経営成績に寄与しました(前連結会計年度は実績なし)。

この結果、当連結会計年度におきましては、売上高は55,755百万円(前連結会計年度比11.1%増)と増収となりました。なお、当社単体の売上高は前連結会計年度比1.5%の増収、主要な海外連結子会社の売上高は、中国子会社が前連結会計年度比26.6%の増収(現地通貨ベースでは同17.8%の増収)、米国子会社(MISSION社を含む)が前連結会計年度比49.5%の増収(現地通貨ベースでは同50.0%の増収)、マレーシア子会社が前連結会計年度比10.7%の増収(現地通貨ベースでは同8.7%の増収)となりました。

利益につきましては、営業利益は6,859百万円(前連結会計年度比28.1%増)、経常利益は7,466百万円(前連結会計年度比27.4%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は6,763百万円(前連結会計年度比32.9%増)とそれぞれ増益となりました。

以下、部門別に事業の状況をご説明いたします。

[食品部門]

飲料、冷菓、菓子、即席麺スープ等を使用されるフレーバー及び各種エキス、フルーツ加工品、天然色素などのこの部門の売上高は、MISSION社の売上寄与及び中国子会社の売上増加を主因に48,115百万円と前連結会計年度比11.5%増となりました。

[フレグランス部門]

化粧品、石鹸、シャンプー、洗剤、芳香剤等に使用される香料などのこの部門の売上高は、当社単体の売上増加を主因に7,640百万円と前連結会計年度比8.6%増となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した企業集団の設備投資の総額は2,767百万円で、その主なものは既存工場における製造設備の維持更新のほか、米国子会社における第2工場建設のための投資などであります。

③ 資金調達の状況

当事業年度の必要資金については、すべて手元資金によってまかなわれており、グループ各社とも外部からの重要な資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社の子会社であるT. HASEGAWA U.S.A., INC. は、2020年12月29日付でMISSION FLAVORS & FRAGRANCES, INC. (所在地 米国 カリフォルニア州) の全株式を取得し、連結子会社といたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 57 期 (2018年9月期)	第 58 期 (2019年9月期)	第 59 期 (2020年9月期)	第 60 期 (当連結会計年度) (2021年9月期)
売 上 高	49,751百万円	50,493百万円	50,192百万円	55,755百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	4,100百万円	4,121百万円	5,090百万円	6,763百万円
1株当たり当期純利益	96円64銭	99円07銭	122円79銭	163円63銭
総 資 産	118,690百万円	113,863百万円	113,445百万円	120,945百万円
純 資 産	94,582百万円	90,344百万円	92,218百万円	98,301百万円
1株当たり純資産額	2,225円19銭	2,174円84銭	2,217円96銭	2,385円69銭

(注) 1. 売上高に消費税等は含まれておりません。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第58期(2019年9月期)の期首から適用しており、第57期(2018年9月期)に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
長谷川ビジネスサービス株式会社	100百万円	100.0%	農畜産物の加工及び販売
T. HASEGAWA U.S.A., INC.	199,700千米ドル	100.0%	各種香料の輸出入及び製造販売
MISSION FLAVORS & FRAGRANCES, INC.	5千米ドル	100.0% (100.0%)	各種食品香料の製造販売
長谷川香料（上海）有限公司	16,000千米ドル	100.0%	各種香料の輸出入及び製造販売
長谷川香料（蘇州）有限公司	15,500千米ドル	100.0%	各種食品香料の製造販売
T HASEGAWA FLAVOURS (KUALA LUMPUR) SDN. BHD.	25,000 千マレーシア リングギット	100.0%	各種食品香料の製造販売
PT. HASEGAWA FLAVOURS AND FRAGRANCES INDONESIA	30,847,100 千インドネシア ルピア	100.0% (0.1%)	各種香料の販売

- (注) 1. T. HASEGAWA U.S.A., INC. は、2020年12月に125,000千米ドルの増資を行い、資本金が増加しております。
2. 2020年12月にT. HASEGAWA U.S.A., INC. が、MISSION FLAVORS & FRAGRANCES, INC. の全株式を取得し、連結子会社といたしました。
3. 当社の議決権比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

④ その他

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の収束時期が見通せない中、感染の動向が国内外の経済活動に与える影響等が懸念され、先行きが不透明な状況が続くことが見込まれます。

香料業界におきましても、各社のシェア獲得競争の一層の激化、品質保証に関する要求増加など厳しい状況が続くことが予想されます。

このような状況の中で、当社グループは、「技術立社」の社是のもと、研究・技術開発力の一層の向上により、特長のある差別化された製品開発を行うとともに、生産性の向上や業務全般の効率化によるコスト削減に努めてまいります。

また、変化の著しい経営環境や不測の事態に柔軟に対応し、今後の当社グループの成長を追求するためには、少子高齢化に伴う成熟化が進行する国内市場でのシェア拡大に努める一方で、グローバル展開を更に強化していくことが不可欠です。当社が重点地域と位置付ける中国、東南アジアを中心としたアジア地域及び米国において、経営資源を効率的に投入し、市場の成長性や消費者の嗜好等を的確に捉え、経営環境の変化に応じた事業戦略を立案・推進してまいります。また、将来にわたる持続的成長の実現に向けた投資等を行い、海外市場での業績拡大を目指してまいります。

国内におきましては、営業部門、研究部門及びマーケティング部の連携強化を目的に2020年に設立したビジネスソリューション本部のもと、研究面では、戦略的な研究開発の推進に向け、重点分野を明確化し、技術研究所、フレーバー研究所及びフレグランス研究所の連携を活かした研究開発活動に一層注力してまいります。また、各研究所において既存技術のブラッシュアップ、新規技術の開発に注力し、研究開発力を強化するとともに、外部の知見を積極的に取り入れることで新しい価値の創造を目指してまいります。さらに、香料事業で培った技術を活かして社会が抱える課題の解決に貢献できるよう努めてまいります。

食品部門では、安全・安心の確保を第一に、引き続き健康志向に根ざした低糖・低塩・低脂肪の食品に美味しさをもたらす香料、安定性・持続性に優れた香料及び機能性のある香料の開発に取り組みます。また、食資源不足をはじめとする社会的課題の解決に向け、食品原料を代替する香料の開発等に注力いたします。

フレグランス部門では、基礎研究を徹底し、安全性・安定性に優れた新しい香り創りにより、国内での更なるシェア拡大に注力いたします。海外におきましても市場調査及び嗜好性調査の結果を踏まえて現地の消費者に好まれる香り創りに努めてまいります。

営業面におきましては、研究部門及びマーケティング部と連携し、マーケット調査・分析等の活用により顧客の潜在的欲求の把握に努め、提案力強化に注力してまいります。また、当社の総合力を活かした的確なソリューションを提供することで、顧客に信頼されるパートナーとしての地位確立、カスタマーサクセスへの貢献を通じた売上拡大及び販売シェアアップを目指してまいります。

生産面におきましては、合理的かつ効率的な生産体制の確立を目標に、生産設備の統合と更新・新設を進める一方で、生産技術の向上、製造方法の改良、物流体制の見直し、在庫水準の適正化や廃棄ロスの抑制等により一層の製造原価低減に努めてまいります。

海外におきましては、経営資源を効率的に投入し、着実なグローバル展開を図る戦略のもと、中国では、マーケティング機能を活用した戦略的な営業活動により、新規顧客開拓・既存顧客深耕に注力するとともに、原価・コスト管理を徹底し、業績拡大を目指してまいります。また、研究機能の強化、業務の効率化を目的に、新研究棟建設プロジェクトを推進してまいります。

東南アジアでは、今後も拡大が見込まれる香料需要を取り込むため、同地域全体の営業戦略のもと、マレーシア、タイ、インドネシアの各拠点の連携を強化し、ベトナム、フィリピン、ミャンマー等の周辺地域の開拓に注力してまいります。また、アプリケーションラボラトリーを活用した営業活動により顧客の要望に迅速に対応し、売上拡大を目指してまいります。

米国では、更なる業績拡大に向け、T. HASEGAWA U.S.A., INC.が2020年12月に米国において各種食品香料の製造及び販売を行っているMISSION FLAVORS & FRAGRANCES, INC.の全株式を取得し、連結子会社といたしました。両社の販売面や製造面でのシナジー効果の早期実現を目指すとともに、引き続き現地顧客向けの積極的な営業活動を推進し、米国市場での業績拡大を図ってまいります。

株主の皆様の一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2021年9月30日現在)

当社グループは当社、子会社11社及び関連会社1社で構成されており、各種香料（化粧品香料、食品香料、合成香料）、各種食品添加物及び食品の製造並びに販売と各品目の輸出入に関する業務を主たる事業にしております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2021年9月30日現在)

長谷川香料株式会社	当社	本社	東京都中央区
		大阪支店	大阪府大阪市中央区
		名古屋営業所	愛知県名古屋市中区
		札幌営業所	北海道札幌市北区
		総合研究所	神奈川県川崎市中原区
		深谷工場	埼玉県深谷市
		板倉工場	群馬県邑楽郡板倉町
長谷川ビジネスサービス株式会社	子会社	本社	東京都中央区
		ファインフーズ工場	群馬県邑楽郡板倉町
T. HASEGAWA U.S.A., INC.	子会社	本社・工場	アメリカ合衆国 カリフォルニア州セリトス市
		工場	アメリカ合衆国 カリフォルニア州コロナ市
MISSION FLAVORS & FRAGRANCES, INC.	子会社	工場	アメリカ合衆国 カリフォルニア州 レイク・フォレスト市
長谷川香料（上海）有限公司	子会社	本社・工場	中国 上海市浦東新区
長谷川香料（蘇州）有限公司	子会社	本社・工場	中国 江蘇省蘇州市蘇州工業園区
上海長谷川香精貿易有限公司	子会社	本社	中国 上海市外高橋保稅区
台灣長谷川香料股份有限公司	子会社	本社	台北市
T HASEGAWA FLAVOURS (KUALA LUMPUR) SDN. BHD.	子会社	本社・工場	マレーシア クアラルンプール
T. HASEGAWA (SOUTHEAST ASIA) CO., LTD.	子会社	本社	タイ王国 バンコク市
PT. HASEGAWA FLAVOURS AND FRAGRANCES INDONESIA	子会社	本社	インドネシア共和国 南ジャカルタ市

(注) 2020年12月にT. HASEGAWA U.S.A., INC. が、MISSION FLAVORS & FRAGRANCES, INC. の全株式を取得し、連結子会社といたしました。

(7) **使用人の状況** (2021年9月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
1,762名 (187名)	54名増 (19名増)

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は () 内に平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,098名 (66名)	10名増(6名増)	43.6歳	17.3年

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は () 内に平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2021年9月30日現在)

借入金がないため、記載を省略しております。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年9月30日現在)

- | | |
|---------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 160,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 42,708,154株 |
| ③ 株主数 | 8,901名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	百株	%
株 式 会 社 長 谷 川 藤 太 郎 商 店	66,206	16.10
J P M O R G A N C H A S E B A N K 380055	49,565	12.05
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信託口)	37,119	9.03
J P M O R G A N C H A S E B A N K 385632	31,334	7.62
公 益 財 団 法 人 長 谷 川 留 学 生 奨 学 財 団	20,000	4.86
R B C I S T 1 5 P C T N O N L E N D I N G A C C O U N T - C L I E N T A C C O U N T	14,163	3.44
長 谷 川 香 料 従 業 員 持 株 会	11,206	2.72
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y 5 0 5 0 0 1	10,905	2.65
味 の 素 株 式 会 社	9,000	2.18
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	7,615	1.85

- (注) 1. 当社は自己株式を1,608,431株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

⑥ その他株式に関する重要な事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するとともに、資本効率の向上と株主還元の充実を図るため、2021年5月7日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

取得対象株式の種類及び数	当社普通株式 400,000株
取得価額の総額	845,600,000円
取得日	2021年5月10日

(2) 会社役員の内訳

① 取締役及び監査役の内訳 (2021年9月30日現在)

会社における地位	氏名	当社における担当 (重要な兼職の状況)
代表取締役会長	はせがわ とくじろう 長谷川 徳二郎	(重要な兼職の状況) 公益財団法人長谷川留学生奨学財団 理事
代表取締役社長	うみの たかお 海野 隆雄	社長執行役員、監査室・品質保証部管掌 (重要な兼職の状況) T.HASEGAWA U.S.A.,INC. Director (Chairman) MISSION FLAVORS & FRAGRANCES, INC. Director (Chairman)
取締役	ちの よしあき 知野 善明	副社長執行役員、営業企画部、ビジネスソリューション企画室、マーケティング部管掌、品質保証部副管掌、ビジネスソリューション本部長
取締役	なかむら みのる 中村 稔	専務執行役員、管理部門管掌、財務部長 (重要な兼職の状況) 長谷川ビジネスサービス株式会社 代表取締役社長
社外取締役	おお かの しんご 大 門 進 吾	
社外取締役	ゆ はら たかお 湯原 隆 男	(重要な兼職の状況) 亀田製菓株式会社 社外監査役 株式会社レオパレス21 社外監査役
常勤監査役	かた おか こうじ 片岡 康 二	
社外監査役	あり た ともよし 有 田 知 徳	(重要な兼職の状況) 銀座中央法律事務所 弁護士 WDBホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員)

会社における地位	氏名	当社における担当 (重要な兼職の状況)
社外監査役	やまむら かずひと 山 村 一 仁	
社外監査役	いむら じゅんこ 井 村 順 子	(重要な兼職の状況) 井村公認会計士事務所 公認会計士 多摩大学大学院 客員教授 株式会社商船三井 社外監査役 三菱UFJ信託銀行株式会社 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 常勤監査役片岡康二氏、社外監査役有田知徳氏、同山村一仁氏及び同井村順子氏は以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 常勤監査役片岡康二氏は長年にわたる金融機関での業務経験を有しております。また、当社中国子会社において総経理として経営全般に携わってまいりました。
 - 社外監査役有田知徳氏は、弁護士として、数多くの企業不祥事の第三者委員会、社内調査委員会の委員として不正経理・財務の処理の解明に当たったほか、長年にわたり、複数の上場企業の監査役等の経験を有しております。
 - 社外監査役山村一仁氏は、上場企業において、経理、財務部門での業務経験、並びに常勤監査役を務めた経験を有しております。
 - 社外監査役井村順子氏は、公認会計士として、上場企業等の監査業務に長年にわたって従事し、会計及び監査の専門家として豊富な経験と幅広い知識を有しております。
2. 当社は、大門進吾氏、湯原隆男氏、有田知徳氏、山村一仁氏及び井村順子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当事業年度中における取締役及び監査役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。
- 2020年10月1日付で、取締役知野善明氏は、専務執行役員から副社長執行役員に変更となり、担当が、研究部門管掌、品質保証部副管掌、総合研究所長から、営業企画部・マーケティング部管掌、(品質保証部副管掌は継続)、ビジネスソリューション本部長となりました。
 - 同日付で、取締役中村稔氏は、常務執行役員から専務執行役員に変更となり、担当が、管理部門管掌、経営企画部長兼財務部長から、管理部門管掌、財務部長となりました。
 - 2020年12月17日開催の第59回定時株主総会終結の時をもって、取締役鳴島真清氏が任期満了により退任し、非常勤顧問に就任いたしました。
 - 2021年1月11日付で、代表取締役社長海野隆雄氏は、MISSION FLAVORS & FRAGRANCES, INC. の Director (Chairman) に就任いたしました。
 - 2021年2月8日付で、取締役知野善明氏の担当に、ビジネスソリューション企画室管掌が加わりました。
 - 同日付で、取締役加藤巧氏の担当が、営業部門管掌から特命担当に変更となりました。
 - 2021年4月30日付で、取締役加藤巧氏は、辞任により取締役を退任し、非常勤顧問に就任いた

しました。なお、同氏の退任時における地位及び担当は、取締役兼常務執行役員（特命担当）でありました。

4. 当社は、社外取締役大門進吾氏及び湯原隆男氏、社外監査役有田知徳氏、山村一仁氏及び井村順子氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および当社子会社のすべての取締役、監査役、執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等の損害を、補填されることとなります。ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事由があります。

② 当事業年度末日の翌日以降の取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動

氏 名	異 動 前	異 動 後	異動年月日
知 野 善 明	ビジネスソリューション企画室・マーケティング部・営業企画部管掌、品質保証部副管掌、ビジネスソリューション本部長	ビジネスソリューション企画室・マーケティング部管掌、ビジネスソリューション本部長	2021年10月1日 及び 2021年11月29日
長 谷 川 徳 二 郎	代表取締役会長	特別相談役	2021年12月22日 (予定)
知 野 善 明	取締役兼副社長執行役員	代表取締役兼副社長執行役員	2021年12月22日 (予定)
片 岡 康 二	常勤監査役	非常勤顧問	2021年12月22日 (予定)

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年4月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、株主価値向上に対する貢献意欲や士気を高めるとともに、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主利益とも連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、社内取締役の報酬等は、固定報酬としての「基本報酬」、業績連動報酬としての「賞与」及び非金銭報酬としての「株式報酬型ストックオプション」により構成し、社外取締役の報酬等は、その職務に鑑み、「基本報酬」のみを支払うこととする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の固定報酬として、「基本報酬」を毎月一定の時期に支給する。

「基本報酬（固定報酬）」に係る個人別の報酬額は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、役職に応じた基準に基づき、業績、財務状況、経済情勢及び市場水準等を考慮の上、支給額を決定する。

c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額若しくは数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬である「賞与」は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で支給総額の上限を定め、連結経常利益を業績連動報酬の指標とし、連結経常利益の計画達成率に応じたインセンティブを乗じて算出した支給単位に、取締役の役職に応じた係数を乗じ、各取締役の業績評価を加味して支給額を算定し、毎年一定の時期に一括して支給する。

なお、連結経常利益は、経営活動全般の利益を表すものであり、取締役の職務執行を評価する指標として適切であると考えられるため、業績連動報酬に係る指標は連結経常利益とする。

- d. 非金銭報酬等の内容及び額若しくは数又は算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬である「株式報酬型ストックオプション」は、行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価格を1円とする新株予約権を、原則として毎年1回付与する。なお、その付与数は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、役職に応じた基準等に基づき決定する。

- e. 固定報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

社内取締役の報酬等は、「基本報酬（固定報酬）」、「賞与（業績連動報酬）」及び「株式報酬型ストックオプション（非金銭報酬）」により構成し、社外取締役の報酬等は、基本報酬のみで構成する。

社内取締役の報酬等の支給割合は役位、職責、当社と同程度の事業規模を有する他社の動向等を総合的に勘案し、株主価値向上に対する貢献意欲や士気を高めるとともに、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、適切な割合となるよう決定する。

- f. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の額は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、任意の報酬委員会の審議内容を踏まえ、取締役会において決定する。なお、任意の報酬委員会については、報酬の決定に係る透明性・客観性を確保するため、代表取締役及び社外取締役で構成する。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬 (固定報酬)	賞 与 (業績連動報酬)	株式報酬型 ストックオプション (非金銭報酬)	
取締役 (社外取締役を除く)	347	222	59	65	6
監査役 (社外監査役を除く)	25	25	—	—	1
社外取締役	14	14	—	—	2
社外監査役	14	14	—	—	3

- (注) 1. 取締役の員数には、2020年12月17日に退任した1名の取締役及び2021年4月30日に退任した1名の取締役が含まれております。
2. 取締役の報酬等には、2020年12月17日に退任した1名の取締役、及び2021年4月30日に退任した1名の取締役の当事業年度に係る基本報酬及び株式報酬型ストックオプションが含まれております。
3. 取締役の報酬限度額は、2017年12月21日開催の第56回定時株主総会決議において年額500百万円以内（うち社外取締役分25百万円以内、また、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。当該定時株主総会終結時の取締役の員数は10名、うち社外取締役2名）と決議いただいております。別枠で、2015年12月17日開催の第54回定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションとして年額140百万円以内（当該定時株主総会終結時の取締役の員数は8名、うち社外取締役2名）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2001年12月21日開催の第40回定時株主総会決議において年額60百万円以内（当該定時株主総会終結時の監査役の員数は4名、うち社外監査役3名）と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

- a. 取締役湯原隆男氏は、亀田製菓株式会社社外監査役及び株式会社レオパレス21社外監査役を兼任しておりますが、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- b. 監査役有田知徳氏は、銀座中央法律事務所弁護士、WDBホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）を兼任しておりますが、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

- c. 監査役井村順子氏は、井村公認会計士事務所公認会計士、多摩大学大学院客員教授、株式会社商船三井社外監査役及び三菱UFJ信託銀行株式会社社外取締役（監査等委員）を兼任しておりますが、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における社外取締役の主な活動状況

氏 名	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
大 門 進 吾	<p>当事業年度において開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。</p> <p>企業経営に関する高い見識と国際業務・営業戦略に関する豊富な実務経験を活かし、客観的立場から、取締役会において必要に応じて説明を求めるとともに、議案の審議に必要な発言を積極的に行っております。また指名委員会及び報酬委員会において的確な提言や有効な意見を表明しております。</p>
湯 原 隆 男	<p>当事業年度において開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。</p> <p>企業経営に関する高い見識と国際業務・財務会計に関する豊富な実務経験を活かし、客観的立場から、取締役会において必要に応じて説明を求めるとともに、議案の審議に必要な発言を積極的に行っております。また指名委員会及び報酬委員会において的確な提言や有効な意見を表明しております。</p>

ハ. 当事業年度における社外監査役の主な活動状況

氏 名	出席状況及び発言状況
有 田 知 徳	<p>当事業年度において開催された取締役会12回の全てに、また、監査役会11回の全てに出席いたしました。</p> <p>検事、弁護士としての豊富な経験と専門知識に基づく客観的視点から、取締役会において必要に応じて説明を求めるとともに、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を積極的に行い、また、監査役会において監査の方法その他監査役の職務執行に関する事項について必要な発言を積極的に行っております。</p>

氏 名	出席状況及び発言状況
山 村 一 仁	<p>当事業年度において開催された取締役会12回の全てに、また、監査役会11回の全てに出席いたしました。</p> <p>経営分野での幅広い知識と実務経験に基づく客観的視点から、取締役会において必要に応じて説明を求めるとともに、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を積極的に行い、また、監査役会において監査の方法その他監査役の職務執行に関する事項について必要な発言を積極的に行っております。</p>
井 村 順 子	<p>当事業年度において開催された取締役会12回の全てに、また、監査役会11回の全てに出席いたしました。</p> <p>公認会計士としての豊富な経験と専門知識に基づく客観的視点から、取締役会において必要に応じて説明を求めるとともに、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を積極的に行い、また、監査役会において監査の方法その他監査役の職務執行に関する事項について必要な発言を積極的に行っております。</p>

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

(3) 会計監査人の状況

- ① 当社の会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	63百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	85百万円

- (注) 1. 重要な子会社のうち、T.HASEGAWA U.S.A.,INC.、長谷川香料（上海）有限公司、長谷川香料（蘇州）有限公司、T HASEGAWA FLAVOURS (KUALA LUMPUR) SDN. BHD.及びPT. HASEGAWA FLAVOURS AND FRAGRANCES INDONESIAの5社は有限責任監査法人トーマツ以外の監査法人の監査を受けております。また、有限責任監査法人トーマツの監査を受けている重要な子会社はありません。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 3. 上記の報酬等の額には、前事業年度の監査に係る追加報酬の額が含まれております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

当社における非監査業務の内容は、人事制度に関するアドバイザー業務であります。また、連結子会社における非監査業務はありません。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

- ⑥ 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、グループ経営基盤のより一層の強化と今後の事業展開のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様様に業績に応じた利益還元を図るため、連結ベースで配当性向35%程度を目途に中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

なお、当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる」旨定款に定めており、剰余金の配当は取締役会を決定機関としております。

当事業年度の年間配当につきましては、1株当たり55円の配当（うち中間配当22円）を実施することを決定いたしました。この結果、当事業年度の連結ベースの配当性向は33.6%となりました。

内部留保資金につきましては、設備投資とグローバル化戦略の展開を図るための有効投資に使用してまいります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2021年5月7日 取締役会決議	912	22
2021年11月12日 取締役会決議	1,356	33

連結貸借対照表
(2021年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	55,242	流 動 負 債	11,604
現金及び預金	19,037	支払手形及び買掛金	5,000
受取手形及び売掛金	17,063	未払法人税等	1,653
有価証券	3,999	賞与引当金	1,550
棚卸資産	14,081	役員賞与引当金	59
その他	1,077	その他	3,340
貸倒引当金	△17	固 定 負 債	11,040
固 定 資 産	65,703	繰延税金負債	2,643
有 形 固 定 資 産	30,094	退職給付に係る負債	7,314
建物及び構築物	15,977	長期未払金	629
機械装置及び運搬具	4,148	資産除去債務	63
工具器具備品	1,072	その他	388
土地	6,829	負 債 合 計	22,644
建設仮勘定	2,067	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	16,713	株 主 資 本	86,147
のれん	6,043	資本金	5,364
顧客関連資産	9,711	資本剰余金	7,305
その他	958	利益剰余金	76,107
投資その他の資産	18,894	自己株式	△2,630
投資有価証券	17,930	その他の包括利益累計額	11,903
繰延税金資産	575	その他有価証券評価差額金	10,272
退職給付に係る資産	21	為替換算調整勘定	1,852
その他	422	退職給付に係る調整累計額	△221
貸倒引当金	△55	新 株 予 約 権	250
資 産 合 計	120,945	純 資 産 合 計	98,301
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	120,945

連結損益計算書

(2020年10月1日から
2021年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		55,755
売上原価		33,106
売上総利益		22,648
販売費及び一般管理費		15,788
営業利益		6,859
営業外収益		
受取利息	117	
受取配当金	274	
為替差益	147	
その他の	116	655
営業外費用		
支払利息	8	
その他	39	48
経常利益		7,466
特別利益		
投資有価証券売却益	2,265	2,265
特別損失		
固定資産廃棄損	38	38
税金等調整前当期純利益		9,692
法人税、住民税及び事業税	2,670	
法人税等調整額	259	2,929
当期純利益		6,763
親会社株主に帰属する当期純利益		6,763

招集ノ通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

貸借対照表

(2021年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	38,448	流動負債	9,539
現金及び預金	8,847	支払手形	3
受取手形	716	買掛金	4,379
電子記録債権	1,379	リース債	16
売掛金	11,308	未払金	584
有価証券	3,999	未払費用	1,705
商製品	241	未払法人税等	1,416
製成品	6,459	賞与引当金	1,049
仕掛品	120	役員賞与引当金	59
原材料	4,040	その他	325
貯蔵品	295	固定負債	9,660
その他	1,038	リース債	230
貸倒引当金	△0	退職給付引当金	6,964
固定資産	67,719	繰延税金負債	1,746
有形固定資産	19,015	長期未払金	629
建物	9,566	資産除去債	63
構築物	787	その他	24
機械装置	1,685	負債合計	19,199
車両運搬具	60	純資産の部	
工具器具備品	782	株主資本	76,445
土地	6,110	資本金	5,364
建設仮勘定	21	資本剰余金	7,305
無形固定資産	202	資本準備金	6,554
ソフトウェア	194	その他資本剰余金	751
その他	7	利益剰余金	66,405
投資その他の資産	48,500	利益準備金	394
投資有価証券	17,871	その他利益剰余金	66,011
関係会社株式	25,771	圧縮記帳積立金	355
関係会社出資金	3,659	別途積立金	28,700
関係会社長期貸付金	968	繰越利益剰余金	36,955
破産・更生債権等	2	自己株式	△2,630
その他	283	評価・換算差額等	10,272
貸倒引当金	△55	その他有価証券評価差額金	10,272
資産合計	106,168	新株予約権	250
		純資産合計	86,968
		負債・純資産合計	106,168

損益計算書

(2020年10月1日から
2021年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		37,362
売上原価		22,834
売上総利益		14,528
販売費及び一般管理費		10,636
営業利益		3,891
営業外収益		
受取利息	37	
為替差益	136	
受取配当金	274	
その他の	143	592
営業外費用		
支払利息	1	
貸倒引当金繰入額	4	
その他の	29	35
経常利益		4,449
特別利益		
投資有価証券売却益	2,265	2,265
特別損失		
固定資産廃棄損	24	24
税引前当期純利益		6,689
法人税、住民税及び事業税	1,971	
法人税等調整額	△101	1,870
当期純利益		4,819

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年11月12日

長谷川香料株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 峯 敬 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 豊泉匡範 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、長谷川香料株式会社の2020年10月1日から2021年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、長谷川香料株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年11月12日

長谷川香料株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 峯 敬 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 豊泉匡範 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、長谷川香料株式会社の2020年10月1日から2021年9月30日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年10月1日から2021年9月30日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関し、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の共有を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年11月12日

長谷川香料株式会社 監査役会

常勤監査役	片岡	康二	Ⓜ
社外監査役	有田	知徳	Ⓜ
社外監査役	山村	一仁	Ⓜ
社外監査役	井村	順子	Ⓜ

以上

〈株主総会会場ご案内図〉

会 場 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
日本橋室町野村ビル (YUITO)
野村コンファレンスプラザ日本橋 6階大ホール



◎交通のご案内

- 地下鉄 ・東京メトロ銀座線等「三越前」駅 (A9出口横の入口から入館)
- JR線 ・総武本線「新日本橋」駅下車、東京メトロ「三越前」駅方面へ
(地下通路にて徒歩約3分。A9出口横の入口から入館)
- ・各線「神田」駅 (南口より徒歩約10分)

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、
ご来場は極力お控えいただくようお願い申し上げます。
なお、お土産の用意はございません。



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。